

国家戦略特区 今後の運営について

2014年6月17日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
坂 村 健
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫1、区域会議の運営

6か所の区域のうち、早いところでは月内にも「区域会議」の立ち上げが予定されている。円滑に実効性の高い「区域会議」を立ち上げることが重要である。

2、初期メニューの着実な実施

国家戦略特区法ですでに規定されている初期メニューは、言うまでもなく、着実に実施されなければならない。

公設民営学校については、「1年以内を目途」に制度設計を行うことが法律で規定されている。この規定に則って、早急に法制上の措置を講ずべきである。その際、過剰な制約・規制を課すことのないよう留意する必要がある。

3、規制改革メニューの追加に向けて

(1) 二次提案募集

「国家戦略特区基本方針」で、少なくとも年に2回、提案募集を行うこととされている。メニューの迅速な追加に向け、昨年同様、今夏に二次提案募集のプロセス（7月に募集。9月までに、関係省庁との調整を経て結論を出す）を行うべきである。

(2) 想定される具体的事項

これまでの議論等を踏まえると、今後立ち上がる区域会議では、例えば、税制措置を含む以下のような事項が提示されることが想定される。これらを含め今後提案される事項については、区域会議の運営を重視する観点から、迅速な検討が求められる。

<外国人>

- 起業人材、クールジャパン人材などの在留資格について、基準設定と運用を区域会議に委ねるなど、新たな仕組みを設けること。

<雇用>

- スタートアップ企業に着目した労働時間規制のあり方を検討すること。

<税制>

- 企業や大学のガバナンス強化等に伴う税制措置（法人税減税や寄附税制の拡充など）

4、今後の改革推進体制

安倍総理が今年1月に宣言された「今後2年で岩盤規制改革」について、残された期間はあと1年半となっている。

今後1年半で岩盤規制改革を確実に実行するため、規制改革、特区、産業競争力強化、地方分権など、諸改革に関わる統合的な改革推進体制を整える必要がある。